

鶴田町地域活性化支援センターの指定管理者募集要項

鶴田町地域活性化支援センターの管理を指定管理者に行わせるため、鶴田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鶴田町条例第2号）第2条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 鶴田町地域活性化支援センターの概要

- (1) 施設名称 鶴田町地域活性化支援センター
- (2) 所在地 青森県北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字杉元75番地
- (3) 設置目的 地域の活性化を図るため、新たな事業の創出を支援するとともに、地域産業並びにコミュニティ活動の育成及び振興に寄与することを目的とする。
- (4) 規模等
 - (ア) 構造 鉄筋コンクリート造2階建
 - (イ) 敷地面積 19,271.00㎡
 - (ウ) 延床面積 4,723.00㎡
 - (エ) 開設月日 令和6年10月1日

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) イベントスペース、シェアショップ、貸しオフィス、コワーキングスペース、体育館及びグラウンドなど一般の使用の指定および許可ならびに使用の取り消しに関する業務
- (2) 地域活性化支援センターの施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) そのほか、町長が管理運営上必要と認める業務

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで（5年間）

ただし、管理を維持することが適当でないとき、期間の途中においても指定を取り消すことがある。

4 管理運営に要する経費

鶴田町地域活性化支援センターの管理運営に必要な経費（以下「指定管理費」という。）を年度ごとに予算の範囲内で支払う。

5 申請する団体に必要な資格

(1) 有資格条件

鶴田町内に本店を有すること。

(2) 欠格事項

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使

用人として使用する団体を含む。)

(イ)申請の日において現に町の指名停止措置を受けている団体

(ウ)申請の日において破産手続き、再生手続き又は更生手続きが開始されている団体

(エ)青森県暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する団体

(オ)町税に滞納がある団体

6 申請の手続き

(1) 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする団体は、鶴田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に掲げる書類を添えて提出すること。

(2) 提出場所 〒038-3503

北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200 番地 1 鶴田町企画交流課計画係

(3) 受付期間 令和6年7月25日（木）から8月21日（水）まで（土曜日、日曜日を除く。）

(4) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(5) 提出方法 持参又は郵送（郵送による場合は、締切日必着）

※提出期限後における申請書又は添付書類の変更および追加は認めない。

(6) 提出部数

正本1部、副本6部を提出すること。（副本は複写可）

※町が必要と認める場合は、申請書および添付書類の内容について説明や追加資料を求めることがある。

(7) 募集要項の交付

募集要項や提出書類の様式等は、鶴田町のホームページからダウンロードすること。ダウンロードできない場合は、上記（2）の窓口で交付する。なお、受付期間と受付時間は、上記（3）および（4）のとおりとする。

(8) 質問事項の受付

(ア)受付期間 令和6年7月26日（金）から8月2日（金）午後5時まで

(イ)受付方法 質問がある団体は、質問票（様式1）に記入の上、鶴田町企画交流課計画係へ持参、FAX又は電子メールで提出すること。

(ウ)回答方法 随時回答する。回答は、質問者の団体名等を伏せて、申請者すべてにFAXで行う。

(9) 著作権の帰属等

指定管理者事業計画書（以下「事業計画書」という。）等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、町は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で使用できるものとする。また、提出された書類については、鶴田町情報公開条例（平成19年鶴田町条例第1号）の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公開されることがある。

なお、提出された書類は、返却しないこととする。

(10) 費用の負担

申請に要する費用は、申請者の負担とする。

(11) その他留意事項

(ア)申請に当たっては、鶴田町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年鶴田町条例第2号）を了承の上、申請すること。

(イ)申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

7 選定の方法、基準および時期

(1) 鶴田町公の施設指定管理者選定審議会による選定

鶴田町公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定委員会」という。）において、申請者から事業計画等の説明を受け、指定管理者選定基準（以下「選定基準」という。）に則り審査した上で、評価点が最も高い団体を指定管理者の受託候補者として選定する。

(2) 選定基準

選定基準は、鶴田町地域活性化支援センターの設置及び管理に関する条例の各項目に沿った設定とする。

(3) 審査の方法

(ア)提出された事業計画書について、選定基準を満たしているか選定委員会事務局において書類審査する。

(イ)選定委員会では、申請者による事業計画書の記載事項についてのプレゼンテーション審査の後、委員による質疑を行い、評価点が最も高い団体を指定管理者の受託候補者として決定する。

(4) 選定委員会の開催

選定委員会は、令和6年8月下旬に開催する。（後日、書面により開催通知を送付する。）
なお、選定結果についても、後日書面により通知する。

(5) 選定結果の公表

鶴田町のホームページに選定結果を掲載し公表する。

8 公募から協定締結までのスケジュール

令和6年7月25日(木)～ 8月21日(水)	公募期間
令和6年7月26日(金)～ 8月2日(金)	質問事項受付 随時回答
令和6年8月下旬	選定委員会の開催
令和6年9月上旬	選定委員会の結果の公表
令和6年9月中旬	指定管理者の議決予定（9月定例議会）
令和6年9月下旬	協定の締結
令和6年10月1日	指定管理者による管理運営の開始

9 協定の締結

選定委員会において選定された候補者が、議会の議決を経て指定管理者に指定された後、指定管理者は、町と管理運営等に関する細部についての協議を行い、指定期間の基本的な事項を定めた協定を締結する。

(1) 協定の内容

(ア)管理業務に関する基本的な事項

(イ)町が支払うべき指定管理費に関する事項

- (ウ)業務内容に関する事項
- (エ)使用料に関する事項
- (オ)管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (カ)事業報告・業務報告に関する事項
- (キ)モニタリング（事業評価）に関する事項
- (ク)指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項
- (ケ)責任分担に関する事項
- (コ)その他

10 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、必要に応じて申請者に対して、申請書および添付書類の内容についてヒアリングを実施する場合がある。
- (2) 自主事業を実施した場合は、その収入を自己の収入とすることができる。
- (3) 指定管理者指定申請書を提出した後、申請を取り下げる場合は、指定管理者応募辞退届（様式2）を提出すること。

11 問い合わせ先

鶴田町企画交流課計画係

電 話 0173-22-2111(内線 261)

F A X 0173-22-6007

電子メール keikaku@town.tsuruta.lg.jp

※申請をする団体に必要な資格を有しない者および匿名者への問い合わせには応じない。